

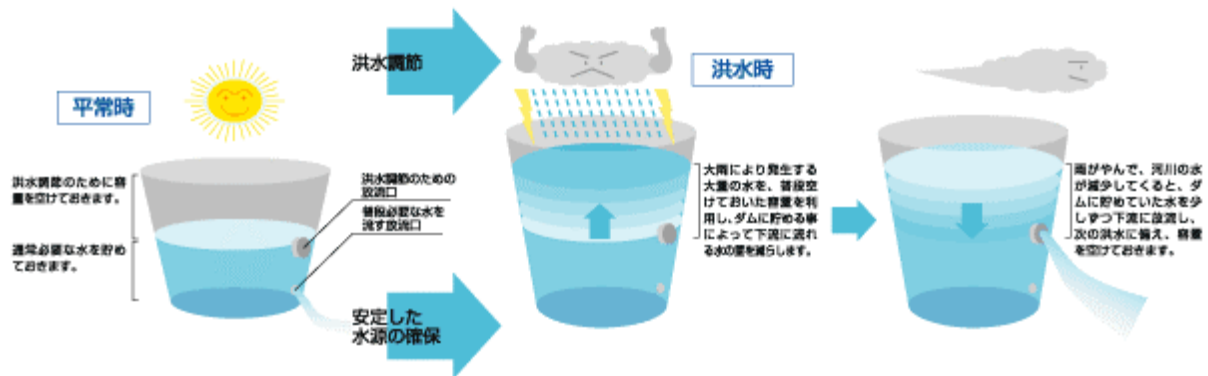
(2) 治水対策

・河川改修（河道整備）による治水対策

洪水が河川から溢れ、浸水被害が発生しないように、県では河川改修事業を積極的に推進しており、改修の規模は、概ね大河川で100年～150年に1回、中小河川では10年～50年に1回程度の割合で発生する洪水を安全に流下させることができるように計画しています。

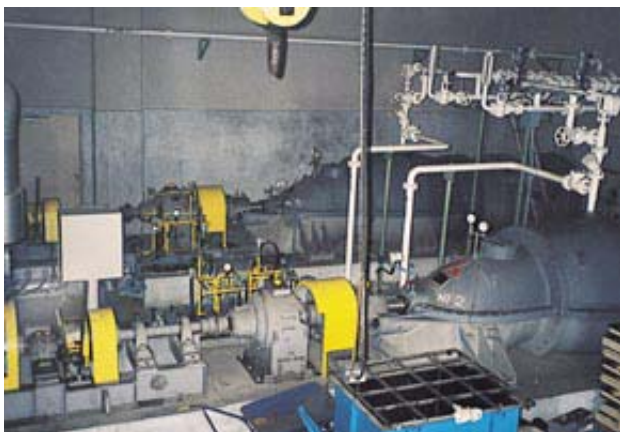
・ダムによる治水対策

ダム貯水池に、洪水の一部を一時的に貯留し、時間をかけて放流することによって下流河川のピーク流量を低減させます。



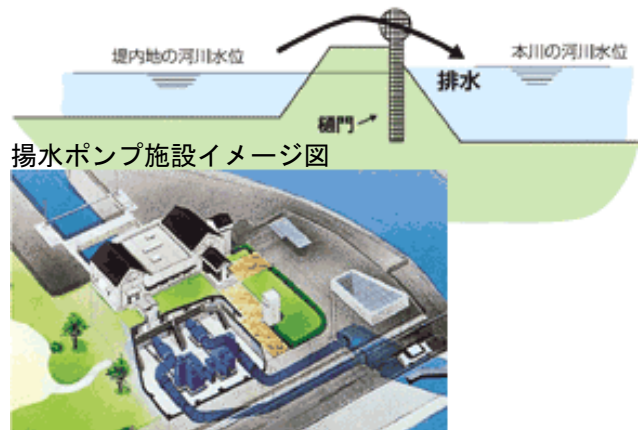
・内水対策

堤内地が低いために内水対策が必要な箇所について、河道整備の進捗状況を勘案しながら、内水排除のための揚水ポンプ施設を整備しています。



揚水ポンプ 王子川（新居浜市）

本川の水位が高くて、堤内地河川の水がはけない場合に揚水ポンプにより、強制的に排水します。



揚水ポンプ施設イメージ図